入　札　心　得

（総則）

第１条　森林技術総合研修所長の所掌に属する物品の製造その他の請負契約、物品の買入れ契約、委託契約その他の契約に関する入札については、法令その他に定めるもののほか、この心得によるものとする。

（入札等）

第２条　入札参加者は、あらかじめ入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。なお、入札公告等の記載内容等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

２　入札参加者は、入札書（別紙様式第１号）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、宛名及び入札件名を表記し、入札公告に示した日時までに入札しなければならない。

３　入札参加者は、入札書を郵送により提出する場合は、二重封筒とし、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、表封筒に封かんの上、「入札書在中」と朱書きし、分任支出負担行為担当官あて親展で提出しなければならない。

４　入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引換え、変更又は取消しをすることができない。

５　入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その入札前に代理人の資格を示す委任状（別紙様式第２号）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

６　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

７　入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

８　入札参加者は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 71 条第１項の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることができない。

９　入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第３号）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

（公正な入札の確保）

第３条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第４条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（無効の入札）

第５条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）　競争に参加する資格を有しない者のした入札

（２）　委任状のない代理人のした入札

（３）　記名のない入札

（４）　金額を訂正した入札

（５）　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

（６）　同一事項の入札について、同一人が２通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

（７）　入札時刻に遅れてした入札（郵送の場合で提出期限までに到達しなかったものを含む）

（８）　暴力団排除に係る誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

（９）　その他入札に関する条件に違反した入札

（再度入札）

第６条　開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。この場合、第１回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る第３回目以降の入札参加者の資格を失うものとする。なお、第３回目以降に行う入札についても上記を準用して行うものとする。

２　前項の入札を行ってもなお落札者がない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。

３　第１項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。

４　直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

（落札者の決定）

第７条　予算決算及び会計令第 79 条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、分任支出負担行為担当官が入札説明書で示す要求事項のうち必須項目の最低限の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、分任支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって有効な入札をした者を落札者とする。

（同総合評価点の入札）

第８条　総合評価点が同点であり落札となるべき入札者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

２　前項の場合で、当該入札をした者のうちくじを引かない者又は郵便による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第９条　落札者は、契約書を作成するときは、森林技術総合研修所長から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日から５日以内に森林技術総合研修所長に提出しなければならない。ただし、森林技術総合研修所長が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。

２　落札者は、入札金額の内訳書を速やかに提出しなければならない。

３　森林技術総合研修所長は、落札者が第１項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。

（異議の申立）

第 10 条　入札をした者は、入札後この心得、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他の事項）

第 11 条　この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。